記事提供:日本年金機構 年金事務所

全国健康保険協会 茨城支部

発行:一般財団法人 茨城県社会保険協会

水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F

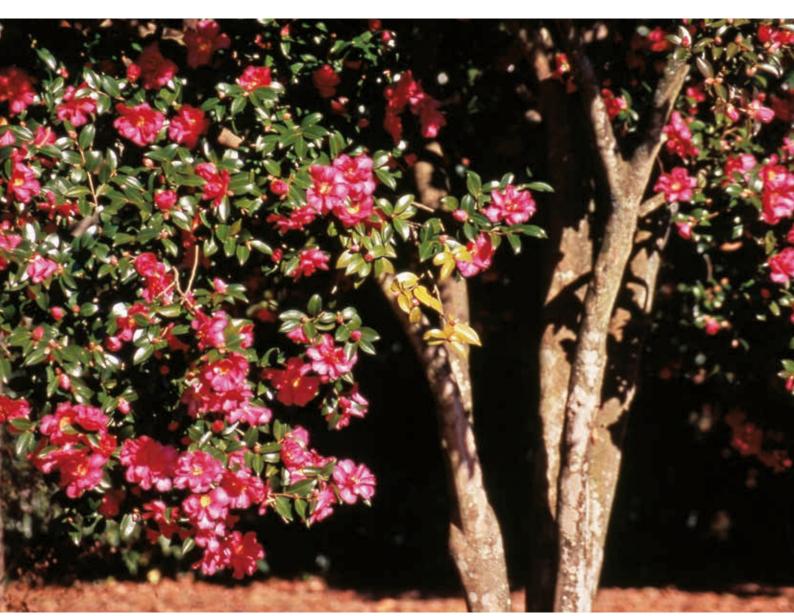
TEL.029-226-8005

社 会 保 険 しばらき

平成31年 新春を迎えて

2019 January NO. 486

- ●20歳になったら国民年金
- ●年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を開催しました
- 「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続に使用可能に
- ●下館年金事務所内協会けんぽ窓口を閉鎖します



「早春のさざんか」(撮影・偕楽園):日本写真家協会員 藤井 正夫

平成31年

新春を迎えて



一般財団法人 茨城県社会保険協会 会長 村 島 英 嗣

明けましておめでとうございます。

会員の皆様方はじめ、「社会保険いばらき」ご愛読の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎え になられたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年中は、当協会の事業運営に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は西日本豪雨や台風被害さらには北海道地震など自然災害が多く発生し、日本経済への影響が懸念されましたが、一時的な停滞にとどまり、依然として景気回復基調は続いております。

また堅調な企業収益にも支えられて雇用情勢の改善傾向も持続しており、名目賃金および実質 所得も順調な伸びを示しています。

しかし先行きを展望すると、米中貿易摩擦など輸出環境の不透明感に加え、なにより深刻さを 増す人手不足の状態があらゆる業種に拡大してきており、さらなる少子高齢化による人口減少の 弊害が強く懸念されるところです。

この世界にも類を見ない少子高齢化社会の到来は、わが国の社会保障制度においても、その持続可能性が問われており、制度を次の世代にどう引き継いでいくかが大きな課題となっています。

現在、社会保障制度は、内閣に設置された社会保障制度改革推進会議において、総合的な検討が進められておりますが、将来にわたって安心・信頼が得られる仕組みが確立されることを期待するものであります。

当協会は本年も、事業主団体として公益事業である社会保険制度周知の広報宣伝活動を積極的に行い、制度の普及・発展向上を図るとともに、福利厚生事業の充実を図り、被保険者とその家族の皆様の健康増進に努めてまいる所存でございます。

具体的には、広報誌「社会保険いばらき」の発行のほか、社会保険の事務手続冊子、健康づくり事業の各種パンフレット等の配付、職場内における健康づくり講習会、事務研修会への協力、社会保険相談事業としての年金セミナー・健康管理講座の開催、健康増進を図るための施設利用補助事業などを展開してまいります。

本年も役職員一同、皆様方のお役に立てるように誠意を尽くして事業の充実に取り組んでまいりますので、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご多幸ご健勝と、貴社のますますのご発展を心からご祈念申し上げ、年頭の ご挨拶といたします。

20歳になったら



国民年金は、歳をとった時や、いざという時の生活を、現役世代全体で支えることを目的として作られた制度で、20歳から60歳までの方は加入が義務付けられています。

ご家族や職場(※)に20歳になる方がおられる場合は、忘れずに加入の手続きをしましょう。

※厚生年金や共済組合に加入せずに働いている方(短時間・短期間等)

国民年金のメリット

- その1 老後をずっと支える終身の年金制度
 - 生存している限り年金が受け取れる一生涯の保障制度です
- その2 不測の事態に備える保険としての年金制度
 - 「万が一」の時、障害年金や遺族年金が支給されます
- その3 納めた保険料は税金が軽減
 - 納めた保険料は、全額が「社会保険料控除」の対象となり、税金が軽減されます
- その4 経済の変動にも負けない制度
 - 物価や賃金の変動に合わせて年金額も改定されるため、年金の価値が保障されます

加入と納付の方法は

加入手続きは…

20歳の誕生月の前月または当月の上旬に日本年金機構から「国民年金被保険者関係届書」が送られますので、必要事項を記入のうえ、お住まいの市町村役場、またはお近くの年金事務所に提出してください。

保険料の納付方法は…

加入手続きの後、「国民年金保険料納付書」が郵送されます。保険料は各金融機関やコンビニエンスストアで納付できるほか、口座振替やクレジットカード納付にすれば納め忘れを防ぐことができます。

また、保険料を早目に納める前納をすると保険料が割引されます。

※平成30年度の保険料額は、月額16,340円です。

保険料を納めることが難しいときは

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合は、申請することにより保険料の納付が免除や猶予される制度がありますので、お住まいの市町村またはお近くの年金事務所にご相談ください。

①免除制度

本人·世帯主·配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が免除されます。免除は所得額に応じて、1/4免除・半額免除・3/4免除・全額免除の4種類に分かれます。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧いただくか、または、

ねんきん加入者ダイヤル「0570-003-004(050で始まるお電話の場合は「03-6630-2525」)**」** までお問い合わせください。





平成30年度 年金 研修会

日本年金機構、全国健康保険協会茨城支部、 茨城県社会保険委員会連合会は、去る11月21日(水)ホテルレイクビュー水戸において、平成 30年度年金委員・健康保険委員研修会及び表 彰式を、258名の年金委員・健康保険委員の皆 様の参加のもと開催しました。

表彰式及び研修会の開催にあたり、主催者を 代表して茨城県社会保険委員会連合会中﨑会長 より挨拶があり、その後、表彰式へと移りました。

事業功労者への表彰では、永年にわたり功績のありました年金委員・健康保険委員の方々に対し、日本年金機構理事長表彰伝達式、日本年金機構理事表彰式及び全国健康保険協会理事長表彰伝達式、全国健康保険協会茨城支部長表彰式が行われました。賞状授与の後、日本年金機

年金委員功労者表彰

日本年金機構理事長表彰					
川上	康郎	茨城交通株式会社	(水戸市)		
山下	晃	株式会社高橋組鹿島支店	(鹿嶋市)		
柳町	啓子	株式会社日高製作所	(稲敷市)		
坂入	朝栄	有限会社茨城県西自動車学校	(筑西市)		
二口千	枝子	株式会社日昌製作所	(日立市)		
日本年金機構理事表彰					
木村	政久	富士精工株式会社	(大子町)		
関根	由美	株式会社アセンド	(東海村)		
井口	靖則	茨城いすゞ自動車株式会社	(水戸市)		
初田	純	コマツ茨城株式会社	(水戸市)		
伊藤	達夫	株式会社湊組	(鹿嶋市)		
高野	智子	社会福祉法人うぇるさんて	(鉾田市)		
坂入	靖二	常総警備保障株式会社	(つくば市)		
鴻田	久子	株式会社裕生つくば営業所	(つくば市)		
塚原美	代子	医療法人杏仁会	(筑西市)		
中里	智子	社会福祉法人上の原学園	(桜川市)		

委員・健康保険委員 及び表彰式

構北関東・信越地域第一部梅津部長及び全国健康保険協会茨城支部木城支部長からそれぞれ祝辞をいただき、受賞者を代表して、日本年金機構理事長表彰を受賞された川上康郎さんが謝辞を述べられました。

また、表彰式後の年金委員・健康保険委員研修会では、社会保険労務士の畠山佳樹氏より、「働き方改革と人手不足対応〜時代の変化に対応するポイント〜」の講演に続き、茨城県歯科医師会の戒田敏之氏より「お口のなかのリスクアセスメントしていますか〜働く人の心身の健康を目指して〜」の講演をいただき、研修会は盛況のうちに終了しました。

なお、この表彰式において表彰されました 方々は次のとおりです。(表彰順·敬称略)





石澤	敏	医療法人誠之会	(北茨城市)			
川野	健治	鈴縫工業株式会社	(日立市)			
健康保険委員功労者表彰						
全国健康保険協会理事長表彰						
市毛	敏明	株式会社茨城木材相互市場	(水戸市)			
海方	裕子	株式会社第一商会	(水戸市)			
松崎	栄	社会福祉法人豊里園特別養護老人ホーム美健荘	(つくば市)			
全国健康保険協会茨城支部長表彰						
大山	和美	社会福祉法人梅の里	(茨城町)			
川崎	栄治	センター家庭電器株式会社	(水戸市)			
箱根	富江	社会福祉法人東湖園	(鉾田市)			
櫻井	文子	県南陸運株式会社	(士浦市)			
田村	健二	一般財団法人古河市地域振興公社	(古河市)			
鷺	知美	株式会社ジーエス茨城製作所	(北茨城市)			
溝口	恵子	溝口鍍金株式会社	(鹿嶋市)			
鈴木	光一	株式会社玄設計	(水戸市)			
鈴木信	圭代子	社会福祉法人ひたち育成会	(日立市)			

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

「医療費のお知らせ」は 医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。

医療費を一定額以上支払った場合に、対象となります。



平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

また "医療費のお知らせ"を添付すると、明細の記入を省略できます。この場合、領収書の保管も不要となります。

※ ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分(平成30年10月~12月診療分)は、医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、それらの領収書を5年間保存する必要があります。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

確定申告 (医療費控除) に係るお問い合わせは税務署へ! 詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

よくあるご質問

- Q1 直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜか。
 - A 協会けんぽに加入する方は、約3,900万人いらっしゃいます。保険証や従来の医療費のお知らせなどに同様に、費用等を考慮して、事業所様へ一括してお送りしており、各事業所様に、被保険者様への配付をお願いしております。なお、平成31年1月中旬から順次発送しますので、被保険者様への周知をあわせてお願いいたします。
- Q2 医療費のお知らせが届いていない従業員がいるのはなぜか。
 - A 医療費のお知らせは、主に平成29年11月から平成30年9月までの間に医療機関へ受診された分が 記載されていますが、対象期間中に未受診であったり、お知らせの対象とはならない受診(レセプトの 内容を審査中など)等については作成されません。医療費のお知らせは、対象期間中のすべての受診に ついて記載されているものではありませんので、ご理解をお願いいたします。
- Q3 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜか。
 - A 医療費のお知らせは、データ抽出日(平成30年12月8日)の記録に基づき作成しておりますので、その後、退職等の入力処理が行われた分は送付されることとなります。恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて当支部までご返送をお願いいたします。

【お問い合わせ先 レセプトグループ ☎029-303-1583】

窓口業務についてお知らせ

下館年金事務所内協会けんぱ特設窓口を閉鎖いたします。



最終営業日 : 平成31年1月31日(木)

ご利用のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。 なお、協会けんぱへの手続きはすべて郵送で行うことができます。郵送での申請にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先



〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城



http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/ 【お問い合わせ】029-303-1500(代表)